



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 101 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)
- 102 " (")
- 103 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (畜産課)
- 104 紀北地域森林計画の樹立 (林業振興課)
- 105 紀中地域森林計画の変更 (")
- 106 紀南地域森林計画の変更 (")
- 107 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 108 道路の区域変更 (道路保全課)
- 109 新道路の供用開始 (")
- 110 道路の区域変更 (")
- 111 新道路の供用開始 (")

○ 監査公表

- 監査公表第4号
- 監査公表第5号
- 監査公表第6号
- 監査公表第7号
- 監査公表第8号
- 監査公表第9号

○ 諸報

平成18年度和歌山県行政書士試験の合格者
(財団法人行政書士試験研究センター)

告 示

和歌山県告示第101号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御柔 19-18	井ノ上接骨院	御坊市岩内字貝生180番地-11	平成 19.1.10

和歌山県告示第102号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋柔 14-18	ふかもと鍼灸・整骨院	橋本市東家1-1-4	平成 19.1.10

和歌山県告示第103号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

平成19年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 実施内容及び目的
炭疽病の発生予防のため
- 2 実施する区域
海南市
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛
- 4 実施の期間
平成19年2月21日から平成19年3月20日まで
- 5 注射の方法
炭疽予防液(無莢膜弱毒株)を皮下注射する。

和歌山県告示第104号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき紀北地域森林計画を樹立したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、海草振興局産業振興部林務課、那賀振興局産業振興部林務課及び伊都振興局産業振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成19年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第105号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、有田振興局産業振興部林務課及び日高振興局産業振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成19年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第106号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、西牟婁振興局産業振興部林務課及び東牟婁振興局産業振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成19年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第107号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成19年2月14日（水）午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 地階 中会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 氏名 賀川耕治
 - (2) 住所 徳島県小松島市和田島町字遠見85番地の81
 - (3) 漁業許可 なし
 - (4) 許可番号 なし
 - (5) 使用船舶 漁船 春日丸（T02-2794）

和歌山県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
東牟婁郡北山村大字七色字井の奥662番1地先から同村大字七色字井の奥664番1地先まで	旧	4.30	15.00	230.00	
		10.00			
同上	新	10.00	25.00	230.00	
		14.00			

和歌山県告示第109号

平成19年和歌山県告示第108号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年1月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
東牟婁郡北山村大字大沼字ドブカリ423番16地先から同村大字大沼字六水442番1地先まで	旧	3.50	10.00	600.00	
		10.00			
同上	新	10.00	14.00	600.00	
		14.00			

和歌山県告示第111号

平成19年和歌山県告示第110号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年1月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

監 査 公 表

和歌山県監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成18年12月21日及び22日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年1月30日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 門 三 佐 博
 和歌山県監査委員 小 原 泰

- 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
東牟婁振興局健康福祉部申本支所	平成18年12月21日
東牟婁振興局申本建設部	"
和歌山県立申本高等学校	"
和歌山県立新宮高等技術専門校	"
東牟婁振興局総務室	平成18年12月22日
東牟婁振興局健康福祉部	"
東牟婁振興局産業振興部	"
東牟婁振興局新宮建設部	"
和歌山県新宮警察署	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

東牟婁振興局健康福祉部申本支所

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成17年度末で約338万円となり、前年度末に比べ約15万円余の増加となっている。

担当者は、債務者との接触を密にし、償還指導に努められていることは認められるが、今後とも、より一層関係機関との連携を密にし、債権管理に取り組みたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成17年度末で約841万円となり、前年度に比べ約169万円の減少となっている。

今後、未収金の早期整理に努めるとともに、世帯の状況把握に努め不正受給の防止を図られたい。

東牟婁振興局健康福祉部

生活保護費返還金については、平成17年度末で約625万円が未収となっており、前年度末に比し約60万円増加している。また、年々増加傾向にある。

今後とも、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行い、早期整理に努められたい。

東牟婁振興局新宮建設部

平成17年度末における県営住宅の収入未済額は、約715万円で、前年度に比べ約152万円増加している。

しかしながら、17年度からの方針として長期高額滞納者に対する取組に重点を置いたことから、過年度分の徴収率は向上している。

今後とも、県営住宅委託管理人とも連携し、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定

により、平成18年12月18日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年1月30日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 門 三 佐 博

和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
和歌山県立なぎ看護学校	平成18年12月18日
和歌山県ふるさと定住センター	"
教育委員会給与課東牟婁分室	"
和歌山県立古座高等学校	"
和歌山県立新宮高等学校	"
和歌山県立新宮商業高等学校	"
和歌山県立みくまの養護学校	"
和歌山県申本警察署	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第6号

平成18年11月2日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年1月30日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 門 三 佐 博

和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関名 伊都振興局

2 監査実施年月日 平成18年10月4日

3 監査の結果

健康福祉部

(1) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成17年度末で約732万円の未収金となっており、前年度末に比し約17万8千円の増加となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

(2) 生活保護費返還金の未収金については、平成17年度末で約256万8千円となっている。

平成18年3月に高野口町と橋本市が合併したことに伴い、高野口町在住の債務者(1名)にかかる生活保護事務が橋本市に移管されたことから、未収金の償還事務だけが残されることとなったが、今後橋本市

との連携を図りながら、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

建設部

土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成17年度末現在で約261万2千円となっており、前年度と比較し約46万5千円減少している。

今後とも連帯保証人への督促、法的措置の適用等により未収金の回収に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

健康福祉部

(1) 新規未償還金の発生を防止するため、貸付申請時の審査の徹底、申請者と連帯借主、連帯保証人の同席面接による償還義務や連帯債務の周知徹底、無理のない貸付金額の指導等を行っています。また、滞納者については、早期からの文書、電話、訪問による督促や、連帯保証人への接触を行うとともに、特別に償還強調月間を設ける等、償還指導に努めています。今後とも、母子寡婦世帯の実情を考慮しつつ適切な償還指導に努力を重ねてまいります。

(2) 債務者は現在橋本市の被保護者であり、生活困窮を理由に滞納しているところでありますが、訪問を実施し償還指導を行っています。

今後とも継続的な訪問を実施し、債務者の生活状況や、毎月の返還可能額について、充分把握の上、橋本市と協議しながら未収金の計画的な整理に努めてまいります。

建設部

「家賃滞納者に対する措置マニュアル」に沿って、電話督促や夜間徴収、保証人との接触、交渉等、あらゆる方法を組み合わせた滞納整理に努め、未収金の更なる削減を図るため取り組んでいます。

和歌山県監査公表第7号

平成18年11月2日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成19年1月30日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 門 三 佐 博
和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関名 那賀振興局

2 監査実施年月日 平成18年10月12日

3 監査の結果

健康福祉部

(1) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金(元利合計)に

ついては、平成17年度末で約1,169万7千円の未収金となっており、前年度末に比し約56万7千円の減少となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

(2) 生活保護費返還金の未収金については、平成17年度末で約802万円となっており、前年度に比し約223万円増加(うち現年度分が約173万円と大幅に増加)している。

平成17年11月に紀の川市、平成18年4月に岩出市が誕生し、生活保護事務が両市の福祉事務所に移管されたことから、未収金の償還事務だけが残されることとなったが、今後両市との連携を図りながら、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

産業振興部

過年度分の登記事務促進については、「未登記事務処理計画」に則り、事務処理を進めているところであるが、平成17年度末現在、129筆が未登記として残っている。

これらの処理の促進については、現地に対応する公図が混乱していることや地域性等もあり、処理が困難な面は否定しがたいが、社団法人和歌山県公共嘱託登記士地家屋調査士協会等の活用を今後とも強化継続するとともに、現在各市において実施している地籍調査事業との連携も図り、農業農村整備事業と併せて行う等手法を駆使し、未登記処理の促進に努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

健康福祉部

(1) 未収金に対し、電話や文書、夜間訪問等により償還指導・徴収を実施している。

10月末現在、現年度分については、81.4%の償還率となっており、過年度分は27人に対し、定期償還の継続指導に取り組んでいる。

なお、過年度分滞納者のうち1名については完済となった。

新たな滞納ケースの発生防止のため、厳正な貸付けの徹底をさらに図るとともに、今後も「償還強化月間」を定期的に設け集中的な債権管理に取り組む。

(2) 平成17年度の未収金のうち、1,938,350円(現年分)については、本人が死亡したため、その相続人に対して調査を行い、不納欠損手続を進めているところであります。

今後は、紀の川市及び岩出市との連携を密にし、未収金の早期整理に努めてまいります。

産業振興部

過年度における未登記処理については、平成9年度より県単独事業の登記事務促進対策事業を活用し、平成8年度末の未処理件数185筆の内、平成9年度から平成17年度までの9年間で56筆の処理を行い、現在129筆に減少しております。

平成18年度においては処理件数を6筆と目標設定し、現在、権利関係者と協議を行っており年度末までに処理を完了すべく取り組んでおります。

しかしながら残件については、公図混雑や相続関係等の複雑かつ高度な課題が含まれており、この解決には各市で実施中の地籍調査事業の協力が不可欠と考えております。

今後も引き続き登記事務促進対策事業を活用し、各市地籍調査担当課室、社団法人和歌山県公共嘱託登記士地家屋調査士協会等関係機関との連携を図り未登記処理に当たってまいります。

- 1 監査対象機関名 紀北県税事務所
- 2 監査実施年月日 平成18年10月12日
- 3 監査の結果

県税の未収金については、滞納整理に努力された結果、平成17年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約2億7,879万円と、前年度に比べ約2,128万円の減少となった。

今後とも、継続的な交渉・資産調査の徹底等により滞納者の現況把握に努め、特に悪質滞納者や高額滞納者に対する優先的な取組を行うなど滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に一層努力され、債権管理に努められたい。

また、個人県民税についても、悪質な案件については、地方税法第48条に基づく、県の直接徴収を積極的に実施する等、県税収入確保に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

(1) 対応方針

県税収入の確保については、収入未済額の縮減を図るため、和歌山県県税徴収対策本部と連携をとりながら、紀北地域県税徴収対策本部において、地域の特徴を考慮するなかで独自の徴収対策を策定し、また、県税事務所発足に際し、「滞納処分の強化」と「徴収の早期着手」を行動指標に掲げ、「滞納繰越しを発生させない」を究極の目的として、所長を筆頭に所員一丸となり、徴収業務に取り組んでいるところであるが、さらに、次の目標を一つ一つ達成し、実践していくことで、より確かな結果に繋げていく。

(2) 行動目標及び措置

- ア 目標徴収率を93.5%(対前年比+1.0%)とする。
- イ 収入未済額を対前年比85%(497百万円)以下に圧縮する。

- ウ 不動産公売、捜索、車止めを利用した積極的な差押えを実施して、昨年度を上回る実績を確保する。
- エ 徹底した財産調査を実施することにより、執行停止等を十分活用し、滞納整理の長期化を解消していく。
- オ 高額滞納事案は、本庁と対応方針を共有して、協力を得ながら迅速に対応していく。
- カ 個人県民税の徴収対策は、管内市町の理解と協力を得ながら、地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の引継ぎや職員派遣の制度を効率よく利用しながら積極的に実施する。
- キ 納税機会の充実を図るための夜間納税窓口の開設と併せて、夜間徴収を実施することで徴収活動を強化する。
- ク 各種研修等へ積極的に職員を出席させ、個々の徴収技術の向上及び人的交流の機会を生かすことによる総合的な徴収活動の向上を図る。

和歌山県監査公表第8号

平成18年11月24日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成19年1月30日

- | | |
|----------|---------|
| 和歌山県監査委員 | 垣 平 高 男 |
| 和歌山県監査委員 | 築 野 富 美 |
| 和歌山県監査委員 | 門 三 佐 博 |
| 和歌山県監査委員 | 小 原 泰 |

- 1 監査対象機関名 日高振興局
- 2 監査実施年月日 平成18年10月30日
- 3 監査の結果

建設部

(1) 平成17年度末における県営住宅の収入未済額は、約881万円で、前年度に比べ約28万円減少している。

県営住宅委託管理人とも連携し未収金の回収に努力されているところであるが、今後とも、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

(2) 過年度分の未登記処理については、「未登記処理促進要領」(平成8年3月18日制定)により、登記処理の促進を図ってきたところであるが、現在のところ「登記処理可能」に分類されたもので、未処理となっているのは日高振興局及び西牟婁振興局(龍神村が田辺市と合併したため。)のみとなっており、その未処理筆数は363筆となっている。

しかし、残っている未処理案件は、公図の混雑等

その原因は多種多様にわたり、処理が困難な上資料に乏しく、多額の費用を要すると思われるが、今なお363筆もの膨大な未処理筆数を抱える現状から、処理計画の遅滞は許される状況ではない。

今後も、社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会御坊支所以外に海南・有田支所、田辺支所への委託件数を増やし、有効に活用するとともに、事業進行課及び地籍調査を実施している市町村とも連携を保ちながら、より効果的な未登記処理の促進を図り、過年度未登記処理計画の達成に向けて、より一層の努力を傾注されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

建設部

(1) 平成17年度は、新たな滞納者を発生させないよう、特に現年度分家賃の徴収に重点を置き徴収活動を行ってまいりました。その結果、徴収率は前年に比べ、現年度分では6.7ポイント、過年度分で5.4ポイントの向上となったところです。

平成18年度においても、引き続き新規滞納者の発生を抑制するとともに、滞納者には督促を行い、更に悪質滞納者等には明渡し措置を行うなど未収金の削減に取り組んでまいります。

(2) 過年度未登記処理につきましては、公図混乱地の公図訂正や相続問題、権利者や相続人の所在不明、土地に絡む権利問題、また往時の関係資料の整理など相当な時間と経費が必要であります。

このような中、未登記処理を推進するため、平成17年度は職員2名及び登記アルバイトの中で過年度未登記専属員2名を選任し、4名体制で処理を進めてまいりましたが、平成18年3月末に登記アルバイト(過年度未登記専属員)1名が退職したため、今年度は3名体制で取り組むとともに、引き続き社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会御坊支所以外の田辺支所や有田支所への委託を一層強化し、処理を行っていく方針であります。

また、今年度は平成8年度に計画されました過年度未登記処理計画の最終年度に当たりますが、これまでの処理筆数から判断して残筆数の処理は困難を要するとともに、未登記処理に時間と費用が多くなる案件が多いため、今後の処理の見通しについての仕分けも併せて行っていく方針であります。

過年度未登記につきましては、平成16年度末で登記処理可能の筆数は422筆(平成17年5月1日付けで龍神村が田辺市との合併に伴い、同年4月1日に龍神村に係る案件うち処理可能107筆を西牟婁振興局に移管した分を除く。)ありましたが、平成16年度における困難処理が23筆(平成17年6月県土整備部長承認)、平成17

7年度処理54筆を行っております。また、平成17年度に困難処理20筆、みなし処理2筆(平成18年6月県土整備部長承認)により平成18年4月1日現在の「登記処理可能」の過年度未登記数は323筆であります。

なお、平成17年度発生の未登記は40筆であります。平成17年6月末現在において全筆登記済みであります。

今後も事業進行課及び地籍調査を実施している市町村とも連携をしながら、より効果的な未登記処理の促進を図り、過年度未登記処理計画の達成に向けて取り組んでまいります。

和歌山県監査公表第9号

平成18年11月24日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成19年1月30日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 門 三 佐 博
和歌山県監査委員 小 原 泰

- 1 監査対象機関名 有田振興局
- 2 監査実施年月日 平成18年10月31日
- 3 監査の結果
健康福祉部

(1) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成17年度末で約338万3千円の未収金となり、前年度末に比し約23万6千円の減少となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

(2) 生活保護費返還金の未収金については、平成17年度末で約783万円となっており、前年度末に比し約93万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど厳格な債権管理を徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

建設部

土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成17年度末現在で約712万円となっており、前年度と比較して約33万円減少している。

今後とも未収金の回収に向け、連帯保証人への督促、法的措置の適用等あらゆる手段を行使されたい。

- 4 監査の結果に基づき講じた措置
健康福祉部

(1) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金の措置状況に

つきましては、新規未償還金の発生を防止するため、貸付けに際しては厳正な審査を行い、申請者、連帯保証人が同席の上面接を実施し、貸付けの趣旨及び連帯債務についても確認を行っております。

また、滞納者に対しては、個別訪問や夜間訪問を行い、償還促進に取り組んでおりますが、更に償還強化月間を定め、集中的に課をあげて償還促進に努めてまいります。

今後とも、母子寡婦福祉資金貸付金につきましては、母子寡婦世帯の実情を考慮しつつ適切な指導を行ってまいります。

(2) 生活保護費の不正受給の防止については、不正受給防止対策周知事業として位置づけ、毎年、受給世帯に対して訪問面接により制度の周知徹底に努めております。

生活保護費の未収金の整理につきましては、家庭訪問や追跡指導に努めるなど償還促進に取り組むとともに、悪質な案件について刑事告訴を行ったところ、一部納付が得られる成果が出ております。生活困窮等の訴えもある中で、引き続きねばり強く納付指導を行い、未収金整理に努めてまいります。

建設部

土木使用料(公営住宅)の未収金については、今後とも本人及び連帯保証人に対する督促及び法的措置の適用等により滞納整理体制を強化し、なお一層未収金の回収に努めてまいります。

- 1 監査対象機関名 紀中県税事務所
- 2 監査実施年月日 平成18年10月31日
- 3 監査の結果

県税の収入確保について、積極的に取り組まれているが、平成17年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約1億673万円と前年度に比べ、約1,003万円の増加となっている。

今後とも、継続的な交渉・資産調査等の徹底により、滞納者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な滞納整理を実行し、収入未済額の縮減に一層努力され、厳正な債権管理に努められたい。

また、個人県民税については、関係市町とより一層連携を深め、悪質な案件については、地方税法(昭和25年法律第226号)第48条に基づく、県の直接徴収を積極的に実施するなど、県税の収入確保に努められたい。

- 4 監査の結果に基づき講じた措置

(1) 地域県税徴収対策本部の設置

平成18年度においても県税事務所長を地域本部長とする地域県税徴収対策本部を設置し、具体的な徴収目標や行動目標を設定した徴収対策を策定して税収確保に取り組んでいるところでございますが、今後も一層の滞納整

理の強化に努めてまいります。

(2) 夜間納税窓口の開設

納税者の利便性の向上を図るため、毎月第4木曜日に夜間納税窓口を設置しておりますが、今後も積極的な広報活動に努め、窓口利用の促進を図ってまいります。

(3) 個人県民税徴収対策

地方税法第48条に基づく直接徴収に着手しておりますが、今後も各市町とより一層の協力体制の強化を図り、技術的支援など、市町の実情にあった徴収対策の実施に努めてまいります。

諸 報

公 告

平成18年11月12日に実施した平成18年度和歌山県行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

平成19年1月30日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 池ノ内 祐司

受験番号

- 5910002
- 5910011
- 5910021
- 5910043
- 5910127
- 5910129
- 5910147
- 5910220
- 5910269
- 5910289
- 5910293
- 5920021
- 5920032
- 5920037
- 5920042
- 5920053
- 5920080
- 5920082
- 5920087
- 5920123
- 5920140
- 5920167
- 5920205